

private practice unless the policies of a particular organization make explicit provisions for self-referrals. In such instances, the clients must be informed of other options open to them should they seek private counseling services.”（カウンセリング・サービスを提供する組織〔例えば、学校、行政機関、施設〕で働くカウンセラーは、特定の組織の方針が自らへの紹介について明確に規定していない限り、自らの個人開業にクライアントを紹介しない。そのような場合、もしクライアントが個人開業のカウンセリング・サービスを求めるのであれば、彼らが利用可能な他の選択肢について告知されなければならない）と規定されている。組織で働くカウンセラーは、当該組織が明確に規定していない限り、自らの開業にクライアントを引き込んで営利を図ってはならないことが示されている。

A 節. カウンセリング関係/A.10 料金及び商取引行為/A.10.b 容認できない商取引行為(Unacceptable Business Practices)／においては、“Counselors do not participate in fee splitting, nor do they give or receive commissions, rebates, or any other form of remuneration when referring clients for professional services.（クライアントを専門的なサービスに紹介するに当って、カウンセラーは料金の分配に参加せず、あるいは紹介料や払い戻し、その他いかなる形の報酬も与えたり受け取ったりしない）と規定している。この点については、規定には直接の言及はないものの、クライアントにあらぬ思い込みや余計な気遣いをさせないためにも、クライアントに対して告知することが重要であることを APA の規程に関連して既に述べた。

A 節. カウンセリング関係/A.10 料金及び商取引行為/A.10.c. 料金の設定 (Establishing Fees)／においては、“In establishing fees for professional counseling services, counselors consider the financial status of clients and locality. If a counselor’s usual fees create undue hardship for the client, the counselor may

adjust fees, when legally permissible, or assist the client in locating comparable, affordable services.”(専門的なカウンセリング・サービスに対する料金を設定するに際し、カウンセラーはクライアントの経済状態と地域性を考慮する。もしカウンセラーの通常の料金がクライアントに対して過度の困窮を生じさせるならば、法的に支障がない時には料金を調整するか、あるいは同等で支払い可能なサービスをクライアントが探し出す手助けをしてもよい)と規定されている。こうした規定が、日本では特に問題意識を持たずに、あるいは、むしろ公平だと信じて広く行われている一律料金設定の問題性を提起することについては、APAの規程に関連して既に述べた。

A節. カウンセリング関係/A.10 料金及び商取引行為/A.10.d. 料金の不払い (Nonpayment of Fees) / においては、“If counselors intend to use collection agencies or take legal measures to collect fees from clients who do not pay for services as agreed upon, they include such information in their informed consent documents and also inform clients in a timely fashion of intended actions and offer clients the opportunity to make payment. (合意された通りにサービスに対して支払いをしないクライアントから料金を徴収するために料金徴収機関を使用したり法的な手続きに訴えることをカウンセラーが意図するならば、カウンセラーはそのような情報をインフォームド・コンセントの書面に含め、さらに、時宜に適ったやり方で意図された措置についてクライアントに告知し、クライアントに支払いをする機会を与える)と規定されている。

A節. カウンセリング関係/A.10 料金及び商取引行為/A.10.e. 等価交換 (Bartering) / においては、“Counselors may barter only if the bartering does not result in exploitation or harm, if the client requests it, and if such arrangements are an accepted practice among professionals in the community. Counselors consider the cultural implications of bartering and discuss relevant

concerns with clients and document such agreements in a clear written contract.”

(もし等価交換が搾取や危害に帰着せず、クライアントがそれを要求し、そのような手続きがコミュニティの専門家の中で一般に容認された慣行ならば、カウンセラーは等価交換をしてもよい。カウンセラーは等価交換の文化的な含意を考慮し、クライアントとの間で関連する懸念について話し合い、その合意事項を明文化された契約に記載する)と規定している。

A 節. カウンセリング関係/A.10 料金及び商取引行為/A.10.f. 贈答品の受取り(Receiving Gifts)／においては、“Counselors understand the challenges of accepting gifts from clients and recognize that in some cultures, small gifts are a token of respect and gratitude. When determining whether to accept a gift from clients, counselors take into account the therapeutic relationship, the monetary value of the gift, the client’s motivation for giving the gift, and the counselor’s motivation for wanting to accept or decline the gift.”(カウンセラーはクライアントからの贈答品を受け取ることについての諸問題を理解し、文化によってはちょっとした贈り物が尊敬と謝意の印であるということを確認しておく。クライアントからの贈り物を受け取るかどうかを決める時、カウンセラーは治療関係、贈答品の金銭的価値、贈り物をするに對するクライアントの動機、さらには、贈答品を受け取りたいあるいは断りたいというカウンセラーの動機を考慮に入れる)と規定されている。

B 節. 守秘と秘密 (Confidentiality and Privacy)／B.3 他者と共有される情報 (Information Shared With Others)／B.3.d 第三者の立場にある支払い者 (Third-Party Payers)／においては、“Counselors disclose information to third-party payers only when clients have authorized such disclosure.”(カウンセラーは、クライアントが承認した時にのみ、第三者の立場にある支払い者に情報を開示する)と規定している。料金の支払い者の知る権利とクライアントの個人情報保護とでは、後者のほうが優先されることを規定していると

いえよう。

C 節. 専門職としての責任 (Professional Responsibility) / C.5. 非差別 (Nondiscrimination) / においては, “Counselors do not condone or engage in discrimination against prospective or current clients, students, employees, supervisees, or research participants based on age, culture, disability, ethnicity, race, religion/spirituality, gender, gender identity, sexual orientation, marital/partnership status, language preference, socioeconomic status, immigration status, or any basis proscribed by law.” (カウンセラーは, 今後クライアント, 学生, 被雇用者, スーパーバイザー, あるいは研究参加者になる見込みのある人々, 若しくは現にそうである人々に対して, 年齢, 文化, 障害, 民族, 人種, 宗教・精神性, 性別, ジェンダーアイデンティティ, 性的指向, 婚姻・パートナー関係の状況, 言語的選好, 社会経済的地位, 在留資格, あるいは法律で禁止されている如何なる根拠に基づいても差別を容認せず, 差別を行わない) と規定している。ここでも, 社会経済的地位の違いによって, 料金設定が差別的にならないように留意する必要があることが示されていると見ることができる。

C 節. 専門職としての責任 / C.6 公的責任 (Public Responsibility) / C.6.d 他者の搾取 (Exploitation of Others) / においては, “Counselors do not exploit others in their professional relationships.” (カウンセラーは, その専門職業的関係において, 他者を搾取しない) と規定している。搾取には, 金銭的搾取も含まれるであろう。

D 節. 他の専門職者との関係 (Relationships With Other Professionals) / D.2 コンサルテーション・サービスの提供 (Provision of Consultation Services) / D.2.b 正規のコンサルテーションにおけるインフォームド・コンセント (Informed Consent in Formal Consultation) / においては, “When providing formal consultation services, counselors have an obligation to review, in writing

and verbally, the rights and responsibilities of both counselors and consultees. Counselors use clear and understandable language to inform all parties involved about the purpose of the services to be provided, relevant costs, potential risks and benefits, and the limits of confidentiality.”（正規のコンサルテーション・サービスを提供する場合、カウンセラーは書面と口頭でカウンセラーとコンサルティ双方の権利及び責任を点検する義務を負う。カウンセラーは、提供されるサービスの目的、関連する費用、生じ得るリスクと利益、並びに守秘の限界について、すべての関係者に告知するため、明確かつ理解可能な言語を使用する）と規定している。正規のコンサルテーションにおいても、インフォームド・コンセントには、関連する費用が含まれることが示されている。

ま と め

心理専門家と関わりの深い各組織の倫理関係の規程が、料金に関してどのように言及しているかを原典に当たって確かめてきた。ここでは、その結果を整理し、論点を明らかにすることを試みたい。

1. クライエントの利益優先の原則

松田・江口・正木によれば、臨床心理面接を行う心理専門家は、自らの利益を犠牲にしてもクライエントの利益を守る「忠実義務」を負っているとされる³¹⁾。この忠実義務に基づくクライエントの利益優先という考え方が倫理関係規程の随所に反映されていた。クライエントの利益と相反する心理専門家の私的・個人的欲求、個人的利益、影響力などを自覚・制御し、クライエントの信頼感・依存心を不当に利用しないこと、権威的立場を私的利益のために用いないことなどが謳われていた。加えて、心理専門家は自らが抱える葛藤や個人的な問題が臨床業務に影響する可能性を自覚

し、自己の状態を常に把握して、例えば金銭的な逼迫が搾取、つまり力関係の格差に乗じて強い立場にある者が弱い立場の者を不当に利用・操作するような行為や事態を生じさせないように自らを制御することが求められていた。さらには、専門的な時間の一部をほぼ無償か、あるいは無償で提供するという努力規定も見受けられた。このように心理専門家は、その使命と社会的責任を自覚し、クライアントの利益を優先することによって社会貢献に努めるように要請されている。

これらのことが、金銭上の不当な利益のために臨床業務を行ってはならない、あるいは、不当にクライアントの利益を侵害しないなどの表現で示されており、より具体的には、臨床心理面接を行う心理専門家がクライアントにとって過剰な負担となるような不当な料金を設定して徴収し、あるいは治療契約以外の金品の授受を行うことなどを戒めている。

クライアントの利益優先の原則は、それを理念として語る時、まったく正しいものであろう。一方で、既に冒頭で述べたように臨床心理面接を担当する心理専門家は、そのような業務を生業としている。しかし、それは社会貢献という重大な責務を担った生業であって、無償の社会奉仕ではない。自分自身や家族の生活を成り立たせなくてはならない。したがって、そのためには当然のことながら金銭的な利益追求を行わなければならない。その利益追求が不当か否かの判断は、現実的には難しい面もある。考えてみると、そもそも不当か否かの判断が、どのような根拠・基準によってなされるのかは必ずしも明確ではない。立場によって、捉え方も異なる面がある。例えば、我が国では深く考慮されることもなく、何となく公正・公平であるかのように捉えられて広く採用されている一律料金制は、既に触れ、この後でも論じるように、クライアントの社会経済的な地位・状態による結果的な差別に当る不当な料金制度なのかもしれない。そのような意味においても、料金設定の公正性・妥当性や不当性については、特

に我が国において論考を更に深めていかなければならない点であると思量する。

2. インフォームド・コンセント

上述したクライアントの利益優先の実現を保障する手続きが、インフォームド・コンセントである。松田・江口・正木によれば、インフォームド・コンセントの基本的な機能は、「患者やクライアント個人の自律的選択を保護し可能にすること」であり、心理臨床におけるインフォームド・コンセント手続きにおいては、クライアントに対して、「心理臨床の目標、効果とリスク、カウンセリングの時間、回数、料金と支払い方法、心理臨床の期間とその終了、相談記録とその扱い、守秘義務とその限界、いつでも心理臨床を中止できることなどを説明しなければならない」とされる³²⁾。日本臨床心理士会の規定において既に見たとおり、インフォームド・コンセントで説明すべき情報の一般的な性格として、クライアントが当該サービスを受けるかどうかを決定するのに影響を及ぼすような要因とされており、料金がそれに含まれていた。また、インフォームド・コンセントを得た後であっても、面接対象者であるクライアントからの同意内容の見直しの申し出があった場合には、それを受け付けるべきことが謳われていた。

松田・江口・正木によれば、クライアントの自律や自己決定権の尊重という理念に基づくインフォームド・コンセントについては、「強すぎる自己決定論への反発もある」とされる³³⁾。また、金沢によれば、その実践については我が国のみならず、海外においても、「臨床家の間でかなりの個人差があることが報告されている」という³⁴⁾。しかし、パターンリスティックな権威主義に基づく医療や心理臨床は既に過去のものとなりつつある現代においては、抗えない潮流である。インフォームド・コンセント

の内容の一項目として、料金についても必要かつ十分な説明と同意が求められている。そこには、料金設定の積算根拠についての説明と同意も含まれて然るべきなのであろう。心理専門家による不当な金銭的利益追求を回避する第一歩が適正なインフォームド・コンセント手続きの実施であるといえる。さらに、後になってクライアントがインフォームド・コンセントの内容を見直す機会が保証されていることは、もし心理専門家側の利益追求の不当性が問題にされた場合、正当性について再度説明した上で、同意を得直すなり、当初の同意を是正する機会が専門家側に与えられているということでもある。

3. 料金に関するその他の配慮

ひとつには、他の専門家への紹介手数料は取らないことが示されていた。また、複数の専門家間で徴収した料金を分配する際には、提供したサービスに基づいて分配されるとしていた。既に述べたように、これらの取決めは、専門家間だけで了解しているのみでなく、クライアントにも告知する必要があると思慮する。そうでないと、クライアントのほうに余計な気を遣い、適切な支払いやその分配がなされていないと思ひ込んで金品の贈答などを考え、実行しようとするかもしれない。

次に、料金の未払いや不払いへの対応であるが、そうした状況が生じた場合に面接者側が取り得る手続き、例えば徴収代行機関への委託や法的手続きについては事前にクライアントに告知し、速やかに支払いを行う機会を与えることを謳っていた。また、料金の不払いを理由に、緊急時においてクライアントに関する情報開示の要請を心理専門家が拒否することは禁止されていた。料金の未払いや不払いという状況にあっても、クライアントの権利や利益が守られ、優先されている。

さらに、料金の設定に当っては、クライアントの経済状態を考慮し、可

能ならば料金を調整するか、あるいは当該クライアントの経済状態でも利用可能な他の同等なサービスを探し出す手助けをすることが許容されていた。また、クライアントの金銭的な制約という要因によってサービスが制約され、阻害される可能性がある場合には、心理専門家は、そのことをできるだけ速やかにクライアントと話し合い、当該サービスの促進を計画するための合理的な努力を行うことが謳われていた。

その他、料金の請求と支払いの状況は正確に記録し、支払い者等に対して報告できるようにしておくこと、第三者の立場にある支払い者に情報を開示する場合には、クライアントの承諾が必要であることが規定されていた。

これらの点についても、クライアントの権利保護と利益優先の原則が適用されていることがうかがえる。

4. 差別と料金の問題

臨床心理面接の実施に当って、心理専門家が様々な理由による差別をクライアントに対して行わないことは国内の組織の倫理関係規程でも当然謳われていたが、米国の組織の倫理関係規程がクライアントの社会経済的地位あるいは社会経済的状态（socioeconomic status）による差別を明記して戒めているのに対して、国内の組織の規程では、それが必ずしも明示されていない点が問題として提起されよう³⁵⁾。それは、くり返し述べてきたように、公正・妥当な料金の設定と徴収とは、どのようなものなのかということに関係している。料金の設定・徴収には、大きく分けて2つの方法がある。一律料金と個別料金である。一律料金は、クライアントの収入や経済状態に関係なく一律に同額の規定料金を課す方法である。個別料金は、クライアントの収入や経済状態に応じて、それに比例する形で相応に金額を増減して設定する方法、つまり個別契約料金設定方式である。日本の心

理臨床においては、有料の場合、一律料金を課している例が多い。その辺の事情を東山は、「心理療法の料金がどれくらい払えるかは、個人一人ひとりの要因だが、日本は基準が一律（みんな一緒）の文化なので、個人別に契約するのはなかなか難しい。（中略）日本はなかなか契約主義が徹底しない国である」と述べている³⁶⁾。日本の文化ないし集合的意識も次第に変化しつつあるとはいえ、東山の指摘は依然として正しいといっても差し支えないのかもしれない。しかし、このことが実は差別という観点から問題になり得るのである。収入が多い人からも少ない人からも一律の料金を取ることは、果たして公正である、あるいは不当ではないといえるだろうか。「みんな一緒」は、果たして公平・平等であるといえるだろうか。逆進性の強い課税の問題を類例として引き合いに出すまでもなく、ひとつの重要な論点であろう。一律料金を課することが多い我が国においても、当面はクライアントの経済状態や地域性を考慮に入れた料金の調整などの推奨される方法で対応する必要があるものと思量する。

5. 等価交換と贈り物

等価交換と金品の授受がなされる贈り物は、料金との関係が深く、時には料金にはない意味を持つ行為ともなり得るため、最後に触れておきたい。

等価交換、すなわち心理専門家とクライアントが等価であることに同意した物やサービスによる臨床心理面接との交換取引については、両者でよく話し合いを行った上で合意し、さらに、臨床的に禁忌ではなく、搾取的でないなどの条件を充たせば、取決めを文書化するなどの慎重な対応をすることで許容されるようである。

贈り物の授受については、そのことが、クライアントが心理専門家を、あるいは逆に心理専門家がクライアントを操作する手段になり得ることに留意した上で、贈り手の動機、受け手の受領あるいは拒否の動機を考慮し、